

鳥取県告示第 1052 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネライフケア 鳥取	東京都港区六本木六丁目 10-1	ハピネヘルパーステーション倉吉	倉吉市上井 359-9	居宅介護、重度訪問介護	平成 19 年 11 月 1 日